

国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター及び大学院水産科学研究院・大学院水産科学院・水産学部と株式会社 海遊館との学術交流協定書

国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター(以下「甲」という。)及び大学院水産科学研究院・大学院水産科学院・水産学部(以下「乙」という。)と株式会社 海遊館(大阪・海遊館及びNIFREL(ニフレル)の管理者。以下「丙」という。)は、魚類をはじめとする野生動物(以下「水圏動物」という。)の生態・行動の理解とその保全のための研究及びその成果である科学技術の発展が、水圏動物の飼育技術の向上や教育的展示の発展に貢献し、三者の学術的利益に寄与することを共通に認識し、第1条の目的を促進するため、以下の協定内容に従いこの協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、三者が、水圏動物の生態・行動の理解と保全に関する情報及び技術の相互交換並びに共同学術交流を基に、水圏動物の教育的展示をより一層発展・促進することを目的とする。

(研究・相互協力事項)

第2条 三者は、平等と互恵を基本とし、展示・教育・研究の分野において、以下の項目について交流を促進する。

- (1) 大阪・海遊館及びNIFREL(ニフレル)で飼育する動物の研究に関する事項
- (2) 大阪・海遊館及びNIFREL(ニフレル)における環境教育及び生涯学習に関する事項
- (3) 野生動物の保全及び共生に関する事項
- (4) 学術情報及び資料の交換等に関する事項
- (5) その他三者が合意した事項

(実施方法)

第3条 この協定に基づく連携の実施に当たり、詳細な取決めが必要となる場合は、三者別途協議のうえ、文書により締結するものとする。

(指定管理者)

第4条 この協定は、丙が大阪・海遊館及びNIFREL(ニフレル)の管理者であることを条件として、効力を有するものとする。

(協定書の有効期間)

第5条 この協定は甲、乙及び丙が署名した日から発効し、3年間有効とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに三者から異議の申し出が無い場合は、この協定は1年ごとに自動的に延長される。

(疑義等の協議)

第6条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項について必要な事項を定める場合には、甲及び乙と丙が協議して解決するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ署名の上各1通を保管するものとする。

平成27年7月10日

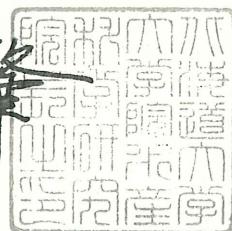
甲 国立大学法人
北海道大学
北方生物圏フィールド科学センター長

本村泰三



乙 国立大学法人
北海道大学
大学院水産科学研究院長

安井 雄



丙 株式会社 海遊館
大阪・海遊館、NIFREL(ニフレル)
代表取締役社長

松尾 義春

